

事 務 連 絡

平成 3 1 年 3 月 7 日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所

総 務 ・ 給 与 担 当 室 長

雇用保険資格喪失に係る離職票交付希望者の事務手続について（依頼）

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、年度末に雇用保険加入者の退職（任期満了を含む）が多く見込まれるため、下記のとおり提出いただきますようお願いします。

記

1 対象職員

雇用保険加入者のうち、平成 3 1 年 3 月に退職が見込まれる者で、離職票の交付を希望する者

※対象職員は、平成 3 1 年 2 月給与で雇用保険料が控除されていますので、給与明細を参考にしてください。（注：平成 3 0 年 4 月 1 日時点で満 6 4 歳以上は保険料免除）

2 提出書類

（1）別紙 雇用保険資格喪失について

（2）添付書類（いずれも原本証明不要）

ア 人事異動通知書（写）

※雇用期間及び雇用の終期が分かるもの

※再任用職員の場合は、直近の年度のみ

イ 給与明細書（写）または給与支払簿（写）

※平成 3 0 年 4 月以降の、現任校の任用期間の明細で平成 3 1 年 2 月分まで

※期末勤勉手当の明細は提出不要

※A 4 横にまとめること

3 提出期限及び提出先

（1）提出期限：平成 3 1 年 3 月 1 8 日（月）必着

※ 提出期限後に交付希望となった場合…受付可。速やかに提出書類を送付ください。

（2）提 出 先：東部教育事務所 総務・給与担当（郵送または持参）

※個人情報を含むため、郵送の場合は送付先を十分に確認のうえ、確実に到達するよう御配慮ください。

担当：総務・給与担当 戸来・山岸

電話：0 4 8 － 7 3 7 － 2 7 2 7

学 校 名	
学校コード	

雇用保険資格喪失について
(離職票交付希望)

職 員 氏 名	
職 員 番 号	
住所または居所 (※)	〒
電 話 番 号	

- (※) 住所又は居所
- ・ 離職後の居住所が明らか ⇒ “離職後の住所又は居所”
 - ・ 離職後の居住所が不明 ⇒ “離職時の住所又は居所”

雇用保険被保険者の方へ

雇用保険資格喪失に係る離職票の交付希望について

退職（任期满了を含む）により、雇用保険資格喪失となりますが、離職票の交付希望者については発行手続きを行いますので、離職票が必要な場合は、別紙に必要事項を記入し、学校事務担当者にお渡しください。

- ※ 離職票の交付を希望された方には、手続き終了後、学校経由で離職票を交付します。
- ※ 離職後、国民健康保険に加入する場合、離職票が必要となることがあります。扱いが市区町村によって異なりますので、詳細については、居住市区町村へお問い合わせください。
- ※ 離職票は失業手当の申請に必要となります。なお、失業手当を受給するためには、資格要件を満たす必要があります。詳しくは、ハローワーク等にお問い合わせください。

「基本手当（失業手当）」受給資格要件

原則として「被保険者期間が離職前2年間に12ヶ月以上あること」

- ・従前の勤務先における雇用保険加入期間と合算した場合や、今後の勤務先における雇用保険加入期間と合算した場合に、「基本手当（失業手当）」を受給できる場合があります。